

平成26年度地球温暖化防止活動推進員活動支援事業 普及啓発活動費交付要項

(趣旨)

第1条 茨城県地球温暖化防止活動推進センター（以下、「センター」という。）は、茨城県地球温暖化防止活動推進員（以下、「推進員」という。）が地域で行う温暖化防止に係る普及啓発活動（以下、「活動」という。）を推進するため、一定の活動に対し地球温暖化防止活動推進員活動支援事業普及啓発活動費として予算の範囲内で交付することとし、この要項を定める。

(普及啓発活動費交付対象事業の内容及び経費)

第2条 普及啓発活動費交付対象事業の内容は、2名以上の推進員が連携して同一日程・同一場所で行う活動であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、第2号については、推進員1名の活動でも可とする。

- (1) 推進員がみずから主催する温暖化防止に係るフォーラム、講演会及び学習会等の開催その他温暖化防止の普及啓発に係ると認められる活動。
- (2) 茨城県、市町村及び環境保全団体等が主催する温暖化防止に係るフォーラム、講演会及び学習会等へ参加して行う活動。

2 普及啓発活動費交付対象事業の経費は、前項各号に係る講師謝礼、会場賃借料、機材使用料、材料・消耗品等購入費、チラシ・資料等コピー代、郵送・宅配料、その他知事が必要と認める経費とする。

(普及啓発活動費交付の申請)

第3条 前条第1項の事業を実施する者（以下「事業実施者」という。）が、普及啓発活動費の交付を申請しようとするときは、実施目的、方法、事業効果等を十分検討のうえ事業計画書（別紙）を作成し、平成26年度地球温暖化防止活動推進員活動支援事業普及啓発活動費交付申請書（様式第1号）に添付して、事業実施予定日の20日前までにセンター長に提出しなければならない。ただし、当該申請書の提出期限は、事業の性格・内容に鑑みて平成27年1月末日とする。

2 2名以上の推進員がその合意のもとグループを構成し、前条第1項の事業を共同して実施しようとする場合は、平成26年度地球温暖化防止活動推進員活動支援事業に係るグループ構成届出書（様式第2号）を平成26年6月末日までにセンター長へ届け出たうえで、当該グループの代表者が前項の申請を行うことができる。ただし、1推進員が属することのできるグループの数は一とする。

3 第1項の申請は、前条第1項第1号に係る事業について1回、同第2号に係る事業について1回をそれぞれ限度とする。ただし、前項の規定に基づきグループの代表者が行う申請は、前条第1項各号の区分に関わらず当該グループに属する推進員の人数に相当する回数を限度とする。

(普及啓発活動費交付額)

第4条 1申請当たりの普及啓発活動費交付額は3万円を限度とする。ただし、前条第2項の届

け出を行ったグループに対する交付額は、年間の交付総額が当該グループに属する推進員の人数に3万円を乗じた金額を超えない範囲を限度とする。

(普及啓発活動費交付の決定)

第5条 センター長は、第3条第1項の交付申請書を受理した場合、事業の実施目的、事業効果等内容を審査し適当であると認めるときは、普及啓発活動費の交付を決定し、平成26年度地球温暖化防止活動推進員活動支援事業普及啓発活動費交付決定通知書(様式第3号)をもって通知するものとする。

(変更承認)

第6条 前条に定める普及啓発活動費の交付の決定を受けた後において、第3条第1項に定める申請の内容を変更するときは、事業実施者は、速やかに平成26年度地球温暖化防止活動推進員活動支援事業計画変更承認申請書(様式第4号)をセンター長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更にあつてはこの限りではない。

(中止の届出)

第7条 第5条に定める普及啓発活動費の交付の決定を受けた後において、やむを得ない事情で補助事業を中止するときは、速やかに平成26年度地球温暖化防止活動推進員活動支援事業計画中止届出書(様式第5号)をセンター長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 事業実施者は、事業が完了したときは、平成26年度地球温暖化防止活動推進員活動支援事業実績報告書(様式第6号)を、30日以内又は平成27年3月15日のいずれか早い日までにセンター長に提出しなければならない。

(普及啓発活動費の額の確定)

第9条 センター長は、前条の実績報告書を受理した場合、事業の成果が普及啓発活動費交付決定の内容に適合しているか否かを審査し、適合すると認められるときは、交付すべき普及啓発活動費を確定し、平成26年度地球温暖化防止活動推進員活動支援事業普及啓発活動費確定通知書(様式第7号)をもって事業実施者に通知するものとする。

(普及啓発活動費の支払い)

第10条 普及啓発活動費は、1事業当たりの交付額について限度額を設定しているのに鑑み、全て精算払いによるものとする。

(普及啓発活動費の交付の決定の取消等)

第11条 事業実施者がこの要項の規定に違反した場合、又は第3条第1項の交付申請書、第6条の変更承認申請書若しくは第8条の実績報告書の内容に虚偽が認められた場合、第5条の交付の決定又は第9条の額の確定を取り消し、又は変更し、既に交付した金額の全部又は一部の返還を請求することが出来る。

(その他)

第 12 条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要項は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。